

平成二十年十月十七日受領
答弁第八五号

内閣衆質一七〇第八五号

平成二十年十月十七日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出事故米不正転売問題に係る農林水産省の責任等に関する再質問に対し、別紙答
弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出事故米不正転売問題に係る農林水産省の責任等に関する再質問に対する答
弁書

一について

三笠フーズ株式会社（以下「三笠フーズ」という。）等が事故米穀を加工したものの販売先として台帳に記載していた業者に対し調査を行わなかったことなど、農林水産省による調査方法等に問題があったことによるものと考えている。

二について

問題となった事故米穀の流通にかかわることとなった業者の名称の公表に当たっては、その旨を当該業者に対し、できる限りその公表の前に連絡したところである。

三及び四について

問題となった事故米穀の流通にかかわることとなった業者の名称については、当初、流通実態の解明を優先し、販売先等についての情報提供が円滑に行われるようにするため、その同意を得た上で公表することとしたところであるが、当該事故米穀が広く流通していることが明らかとなる中で、消費者の不安の解

消と信頼の回復を図ることを最優先とする観点から、当該業者の名称を公表したところである。

五について

三笠フーズが販売した事故米穀の流通にかかわることとなった米穀販売業者の代表取締役が亡くなられたことについては、平成二十年九月十八日に開催された衆議院農林水産委員会において、太田誠一農林水産大臣（当時）から「心から御冥福をお祈り申し上げます」と述べたところである。

六について

三笠フーズ等が、用途を工業用に限定した売買契約に違反して、事故米穀を食用に販売していたことを把握できず、これを防止できなかったことについては、農林水産省に責任があると考えている。

七について

二について述べた公表の件については、農林水産省としてその公表を行うことを決めたものである。

八について

三笠フーズに限らず、過去に事故米穀の購入実績のある事業者を連絡することはあったものと承知している。

九について

八について述べた連絡については、事故米穀の売却を適切に行う観点から行われたものであり、担当責任者の官職氏名を明らかにすることは適切ではないと考えている。

十について

株式会社浅井及び島田化学工業株式会社について、工業用のり用として売却された事故米穀を食用に販売していた事実を確認し、公表を行ったところである。